

# 高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大検討資料

1. 高野山町石道周辺特定景観形成地域拡大の考え方	1
1-1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み	1
1-2 特定景観形成地域の対象となる地域	1
1-3 高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大について	1
1-4 拡大する候補地の区域	2
2. 高野山町石道周辺特定景観形成地域【拡大区域】の地域特性	2
2-1 歴史・文化	2
2-2 地域状況・地域資源	2
2-3 観光	4
2-4 地形・地勢	5
2-5 植生	6
2-6 法規制の状況	6
2-7 景観特性の類型化	7
3. 特定景観形成地域の拡大区域（案）	12
3-1 拡大の方向性	12
3-2 拡大の基本方針	12
3-3 指定区域における境界の設定	12
3-4 拡大区域の検討範囲	13
3-5 拡大区域の範囲（結果）	14
3-6 拡大区域（案）	14
4. 届出制度の変更（案）	17
4-1 景観形成の基本方針と行為制限の方向性	17
4-2 届出対象行為	18
4-4 景観形成基準	19
5. 特定景観形成地域の名称変更について	20

平成 31 年 2 月

和歌山県

# 1. 高野山町石道周辺特定景観形成地域拡大の考え方

## 1-1 和歌山県における良好な景観形成に向けた取り組み

- 和歌山県では、世界遺産の周辺について、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、景観上特に重要な地域として4箇所の「特定景観形成地域」の指定を行っている。
- 特定景観形成地域では、一般地域と比べて、建築行為や開発行為等に対して景観法に基づく届出の対象規模が引き下げられ、よりきめ細かな景観への配慮を行っていくことで、良好な景観の形成を推進している。

### ●和歌山県の良好な景観に向けた取り組み

年	取り組み
平成16年	景観法の制定(国)
平成16年7月	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録
平成20年	県景観条例、県景観計画を策定
平成21年	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域を指定
平成23年	高野山町石道周辺特定景観形成地域を指定
平成24年	熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域を指定
平成26年	熊野川周辺特定景観形成地域を指定
平成28年10月	「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に追加登録
平成30年	熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域を拡大

## 1-2 特定景観形成地域の対象となる地域

景観計画区域のうち、以下の条件に該当する良好な景観を形成する上で特に重要であると認められる地域を「特定景観形成地域」として指定し、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図る。

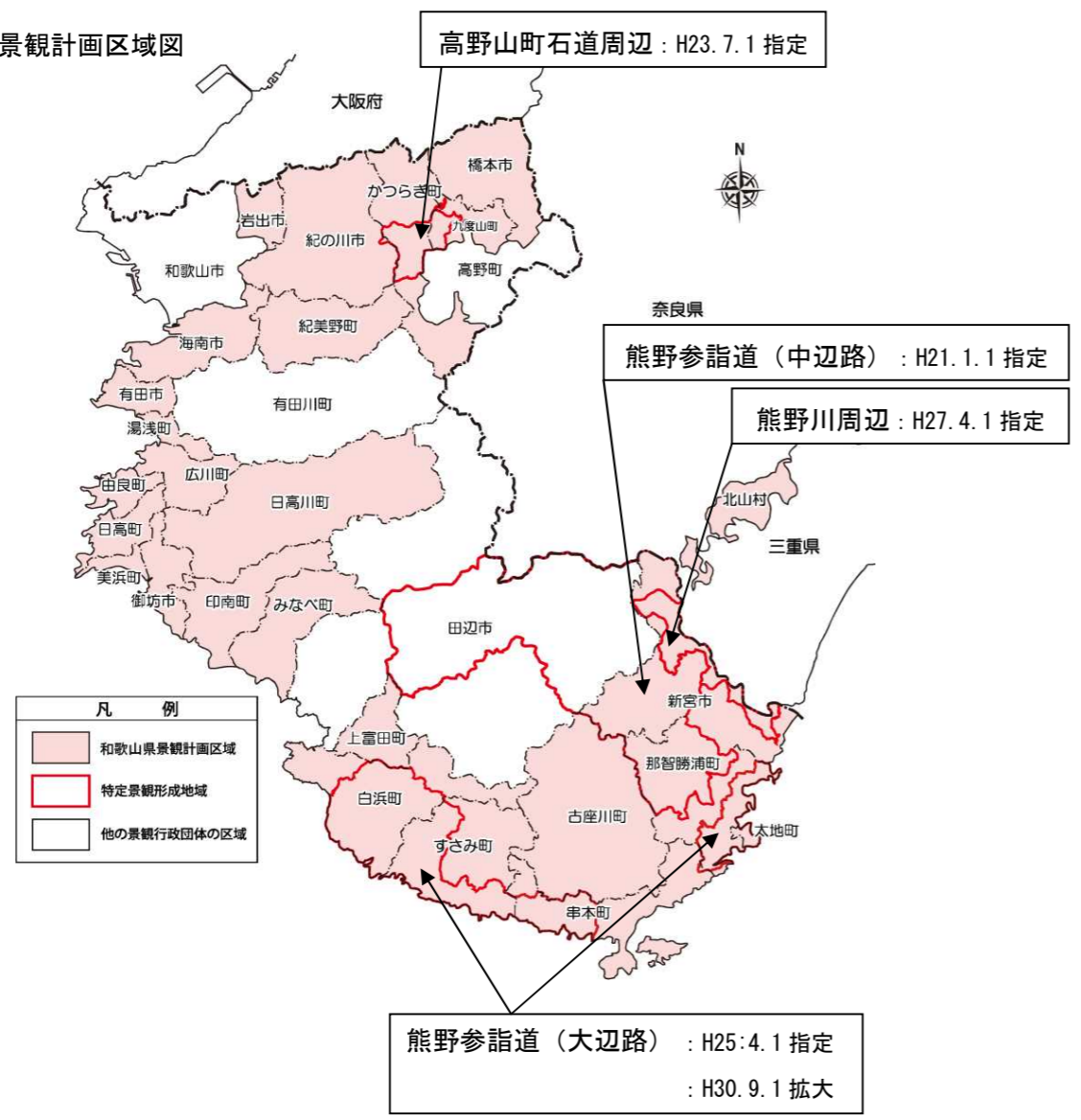
- 山地や森林、河川(流域)、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域
  - 古道・街道沿いの街なみが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域
  - 多数の人の目に触れる駅前や中心市街地のほか、幹線道路や鉄道といった主要な交通施設及びその沿道・沿線で、きめ細かな景観形成が必要と認められる地域
  - その他良好な景観を形成する上で特に重要と認められる地域
- (参照：和歌山県景観計画 p2)

## 1-3 高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大について

### ■高野山町石道周辺特定景観形成地域を拡大する理由

- 高野参詣道の「みたにざか にうさかのじんじゃ三谷坂(丹生酒殿神社含む)」が世界遺産に追加登録。
- 沿道には、仏教関連の石造物が点在し、山並みや集落の眺望が得られ、周辺地域が一体的に文化的景観や自然景観を形成。
- 世界遺産区域と一体となる景観の価値が損なわれることのないよう、特定景観形成地域を拡大することにより、既指定地域と同様に全県一律の行為の制限の基準に上乘せし、良好な景観の形成を図ることが必要。

### ●和歌山県景観計画区域図

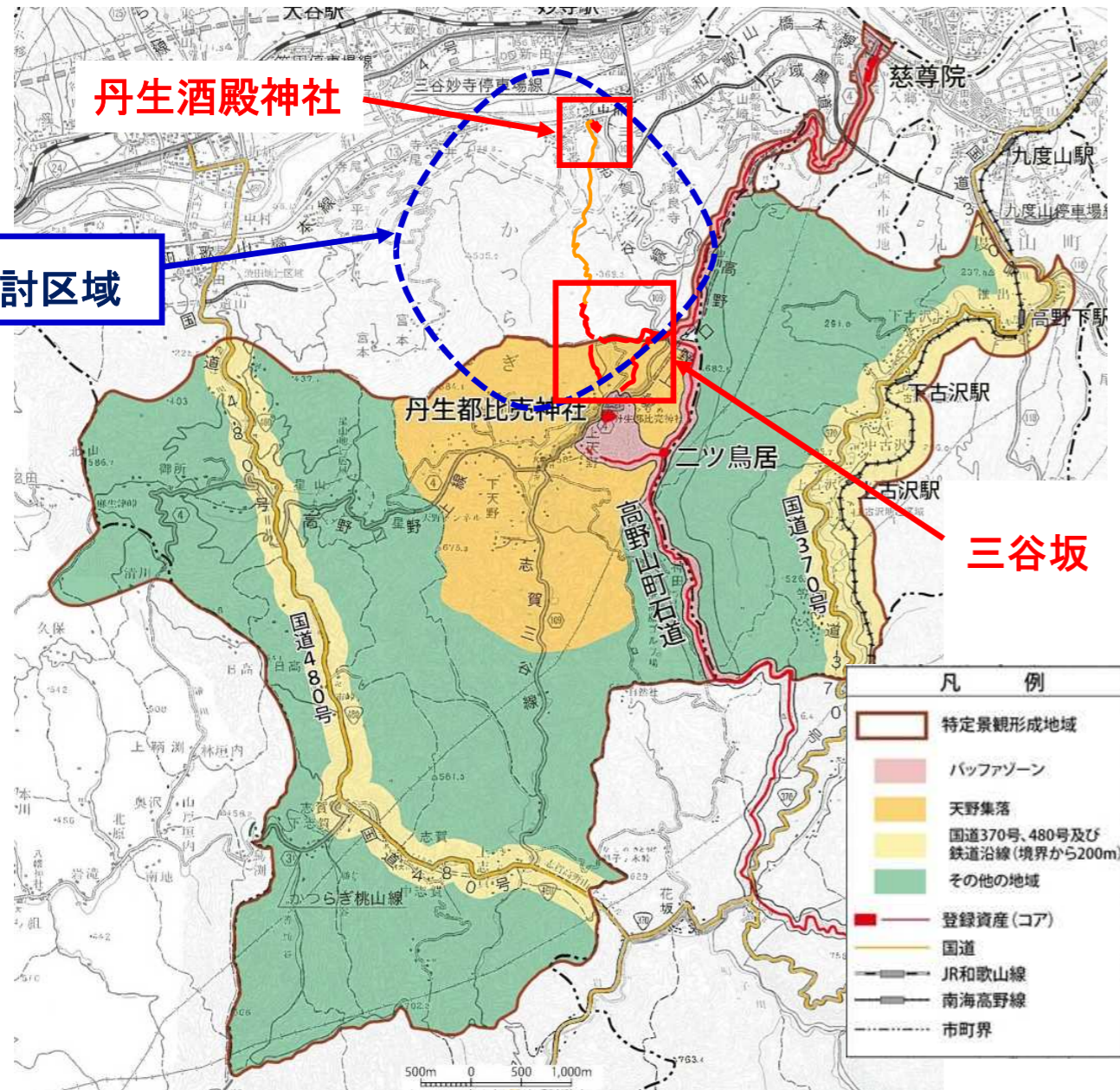


## 1-4 拡大する候補地の区域

### ■高野山町石道周辺特定景観形成地域拡大の候補地

新たに世界遺産に追加登録されたコアゾーン、バッファゾーンの周辺地域

- ・かつらぎ町：「三谷坂（丹生酒殿神社含む。）」



## 2. 高野山町石道周辺特定景観形成地域【拡大区域】の地域特性

### 2-1 歴史・文化

三谷坂は、紀の川南岸において東西に細く延びる比較的未発達な低位段丘を入口とし、紀伊山地の屋根筋を通り、いったん天野盆地を経たのち高野山町石道に合流する古道である。

丹生総神主が丹生酒殿神社と丹生都比売神社を往来するときに通ったことから「天野道」とも称され、また大正13年には、丹生都比売神社が官幣大社に昇格したことを記念する昇格報告祭の際に、奉迎した勅使が通ったことから、「勅使坂」とも呼ばれている。

白河天皇の第四王子である覚法法親王の「御室御所覚法法親王高野山御参籠日記」の久安三年(1147年)五月に、三谷坂は急峻な道であるが、木陰があり、水はけがよく近道であったことが記述されている。また、六本杉を経由する町石道に比べ、迂回せずに丹生都比売神社に参詣できることから、とくに神仏習合が進呈した平安中期以降、頻繁に利用されたようである。

三谷坂は天野地区と紀の川流域を結ぶ重要な道で、丹生都比売神社の起源が高野山金剛峯寺より古いとされていることから、高野山町石道の造営以前から三谷坂が存在していた可能性が高い。

### 2-2 地域状況・地域資源

#### ■三谷坂（丹生酒殿神社含む）周辺

丹生酒殿神社が位置する三谷地区は、紀の川周辺を中心に集落が形成されている。三谷坂を沿った山地の傾斜地には果樹園が広がっている。

丹生都比売神社が位置する天野地区側は、盆地部に集落が形成されており、水田が広がっている。

古くから通行されてきた三谷坂の沿道には、「笠石」、「鋒立て岩」、「まっとう岩」など仏教関連の石造物が点在する。



## 2-3 観光

### 2-3-1 観光動線

高野山への観光動線は、国道 370 号や国道 480 号、国道 370 号と並行して走る南海高野線が主となっている。

また、平成 29 年 3 月に阪和自動車道路から直結した京奈和自動車道が高野山への観光の主要動線としての役割を果たしている。

### 2-3-2 観光客入込動向

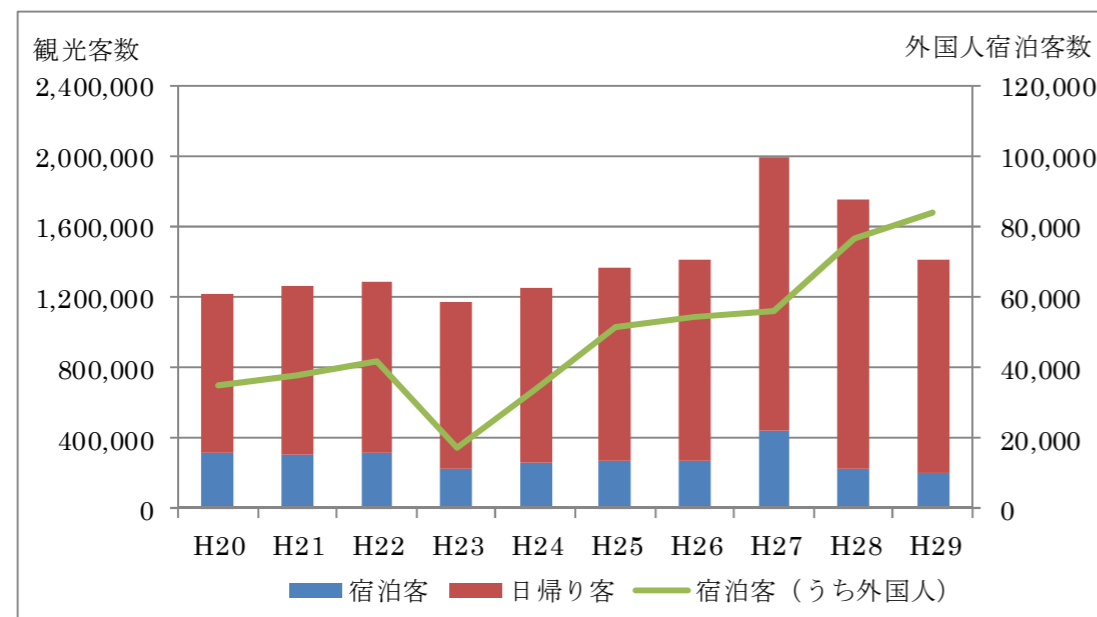
高野山への観光客入込動向は、「観光客動態調査報告書」（和歌山県商工観光労働部観光局）によると以下のとおりである。

- 平成 26 年までは、東日本大震災及び紀伊半島大水害が発生した平成 23 年を除き、宿泊客数が約 30 万人、日帰り客数が約 100 万人前後で、京奈和自動車道等の交通網の整備に伴い観光客は増加傾向であった。
- 高野山開創 1200 年を迎え記念大法会が行われた平成 27 年は、メディア露出が増加したことの影響から、宿泊客数、日帰り客数とも大幅に増加したが、高野山開創 1200 年効果の、NHK 大河ドラマ「真田丸」の放映(平成 28 年)終了により、観光客入込数は平成 26 年以前に落ち着きを戻している。
- 外国人宿泊数は、増加し続けている。

#### ■高野山への観光客の動向

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
宿泊客	318,064	310,184	315,475	224,891	260,867	269,031	272,863	440,422	224,818	209,946
(うち外国人)	35,337	38,108	41,946	17,281	33,653	51,840	54,511	56,059	76,645	84,333
日帰り客	907,688	954,993	969,540	951,556	998,357	1,105,017	1,141,805	1,551,478	1,536,107	1,209,819
合計	1,225,752	1,265,177	1,285,015	1,176,447	1,259,224	1,374,048	1,414,668	1,991,900	1,760,925	1,419,765

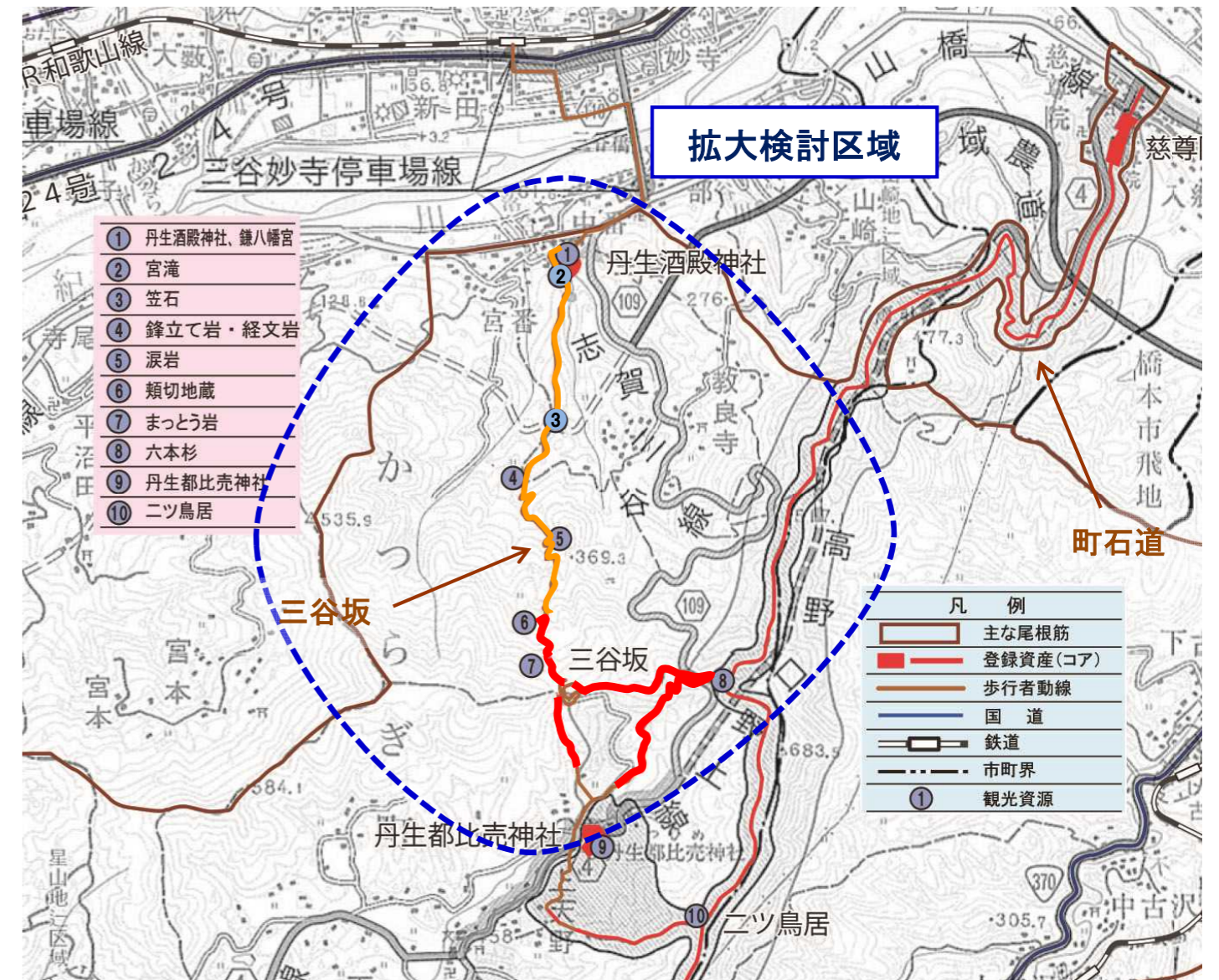
数値引用：「観光客動態調査報告書」（和歌山県商工観光労働部観光局）



高野山への観光客の動向

### 2-3-3 観光資源

- 当初から世界遺産の構成資源であった「高野山町石道」、「丹生都比売神社」、「ニツ鳥居」などに加えて、追加登録が行われた「三谷坂（丹生酒殿神社含む）」が位置する。
- 高野山の鎮守として崇敬されてきた丹生都比売神社と丹生酒殿神社を結ぶ三谷坂沿道には、「笠石」、「頼切地蔵」など歴史的に由緒ある遺構が点在している。



笠石



頼切地蔵



まっとう岩

■観光資源

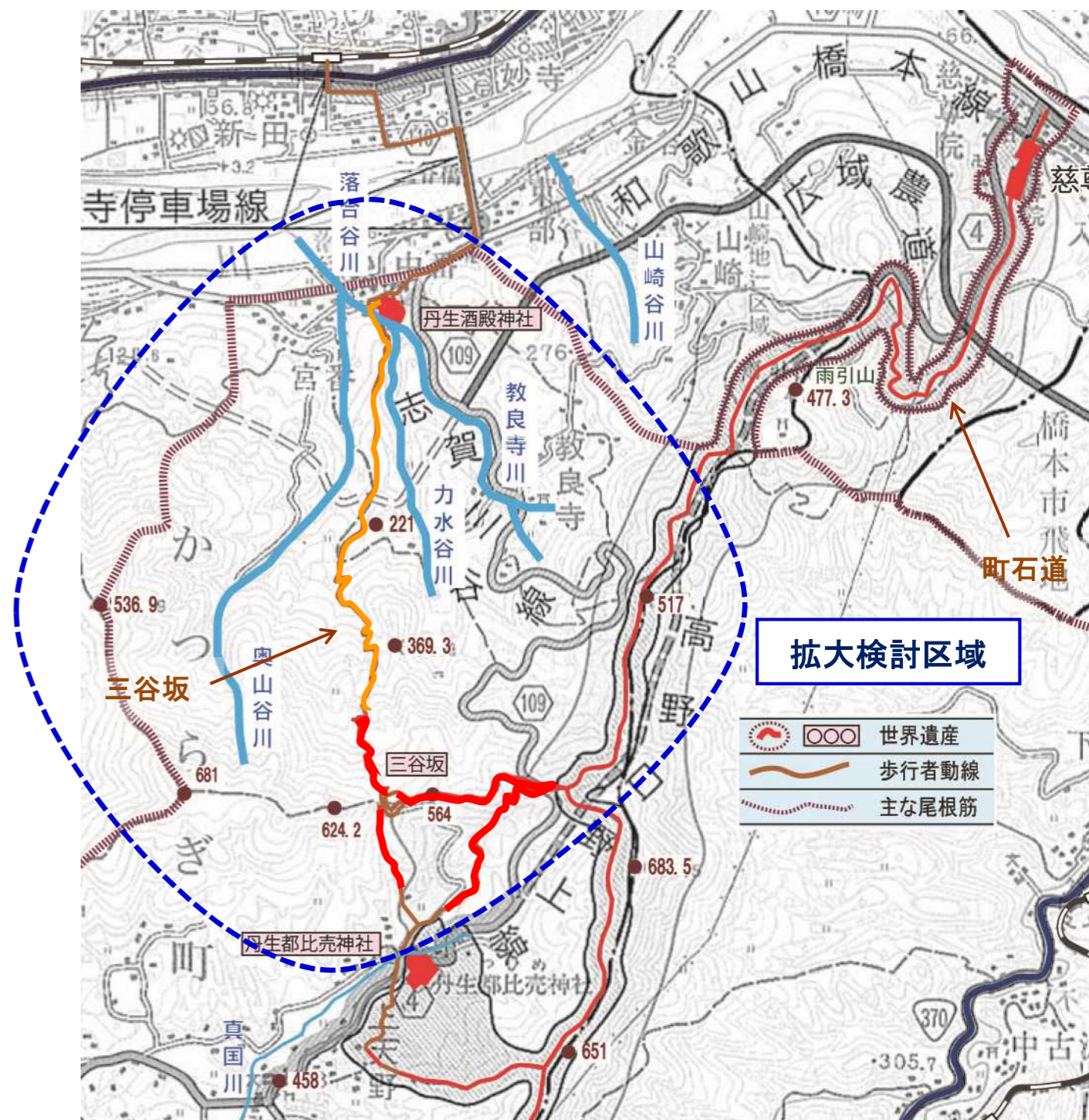
名称	内容
1 丹生酒殿神社、鎌八幡宮	神社名は、崇神天皇（または応神天皇）の時代、丹生都比売神がこの地に降臨したとき、酒を初めて神前に供えたことに由来するといわれています。社殿の裏にある鎌八幡宮は明治44年、隣村の兄井から移され、イチイガシの大木をご神木とし、祈願成就のため鎌を打ち込んだことからこの名があります。祈願成就のときは鎌が幹に食い込んでいくが、不成就のときは脱け落ちると伝承されています。
2 宮滝	丹生酒殿神社の西の谷、左右から迫りくる対称形の両岸壁とかすかに射す日の光のなかで、この滝は、厳かに流れ落ちます。 六月の晦日に、丹生都比売神社の神主が社人六人を率いて、その日まで食べなかったキュウリをこの滝にお供えし、村中の子どもたちがそれを食べると疱瘡が軽くなったといわれています。 紀伊続風土記には、宮ノ滝とも書かれており、上記のほか「河童の患いも免れた」との記述があります。
3 笠石	空海の笠が雨引山から風に飛ばされてこの石に掛かったといわれる石造物で、笠と塔身からなり、下部を地中に埋め込む埋込式の笠塔婆です。 通常は、宝珠が笠の上に飾られますが、塔身の上端を尖らせて笠を突きやぶる特異な形態となっています。笠の形態も、ほぼ自然石のままの特異なもので、軒などの加工が存在しません。これは木製から石製に変化した原初形態の可能性があり、全国的に見ても非常に貴重です。 塔身の上部には、阿弥陀如来坐像が半肉彫され、その形態から、南北朝時代のものと推定されます。
4 鋒立て岩・経文岩	鋒立て岩は、丹生都比売神が鋒を立てたといわれている岩で、もとは現在より大きかったのですが、道路工事の際に切断されてしまいました。鋒ノ御跡岩ともいわれ、紀伊続風土記に次のような記述があります。 榊山の南十町権兵衛坂といふにあり 丹生津姫尊天野へ御通ひの印石といふ岩に鋒の跡あり 経文岩は、経文が書かれた岩を意味すると思われませんが、現在のところ、文字や文字が刻まれた痕跡等は確認できません。
5 涙岩	かつてこの谷を流れる清水は、どんな日照りにもかされることなく、人々の渴きをいやし、下流の田畑を潤していました。 いつのころからか、村人はこの舌状の岩を涙岩と呼び、岩をつたって流れ落ちる水を、拝水というようになったといわれています。
6 頬切地蔵(ほきれじぞう)	自然石から一重塔を造り出し、北正面に金剛界大日如来、東側面に釈迦如来、西側面に阿弥陀如来を半肉彫し南背面は自然石のままという、全国的にも極めて特異な石造仏です。仏像の立体的形態や笠のおおらかな形態から、鎌倉時代初期のものとして推定されます。 大日如来のほほの割れ目が傷のようにみえることから首から上の病に効くといわれ、地蔵信仰とあいまって頬切地蔵といわれるようになったと考えられます。
7 まっとう岩	尾根筋の端に、見上げるほど高くそびえ、どっしりと腰を据えて座す巨石です。周辺が杉林となる前までは、遠く紀の川の対岸からもよく見えたため、天野を目指す人の目印となったとされています。 「まっとう」の語源は未だよくわかっていませんが、目印ということから「的」を意味するといわれることもあります。
8 六本杉	大杉の見事な並木が続いていたともいわれ、昔の絵図に描かれたものがあります。高野山、丹生都比売神社、丹生酒殿神社、慈尊院のそれぞれに通じる道が交差する場所として重要であり、追分とも呼ばれていました。
9 丹生都比売神社	祭神、丹生都比売命は天照大神の妹君とされ延喜式内大社でした。空海が、この神の子、高野明神（狩場明神）が飼っていた黒白2匹の犬に導かれて高野にのぼったという話は有名で、以来高野の守護神として敬われています。
10 ニツ鳥居	弘法大師空海が建立されたと伝わっているこの鳥居は、二つとも高さ約6mの花崗岩製、一脚の重さ約4.5トン。現在は鳥居に額はないですが、丹生・高野両大明神の鳥居とされる重要な遺構です。

2-4 地形・地勢

<地形・地勢の状況>

【地形・地勢概要】

- 紀の川沿いは平野が形成され集落が見られるが、平野部南側に標高600mを超える山地がせまっている。
- 丹生都比売神社が位置する天野集落は、山地に囲まれ標高450mを超えた盆地を形成している。



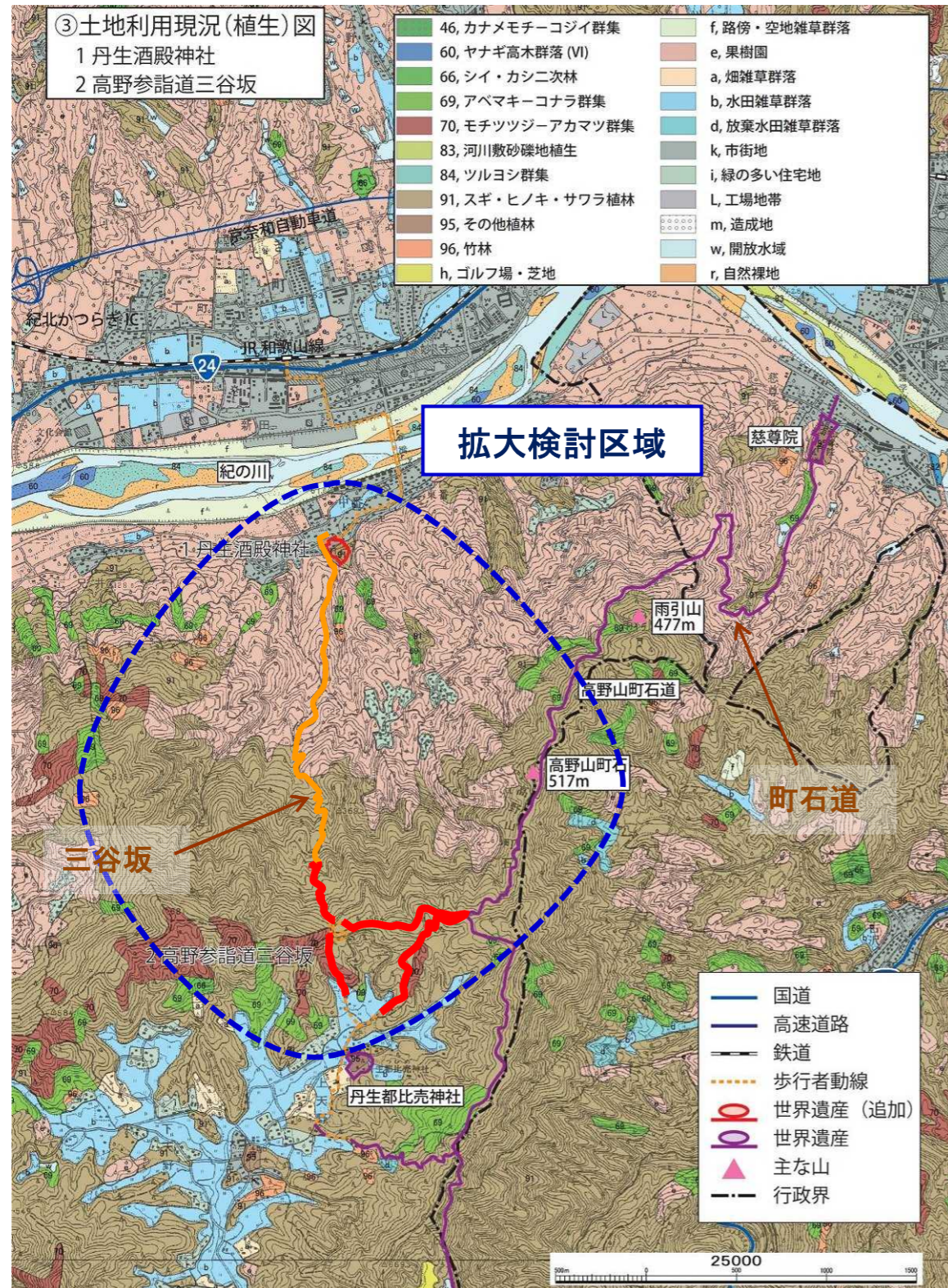
三谷坂周辺における地形・地勢の状況

## 2-5 植生

### <植生の状況>

#### 【植生概要】

- 三谷坂周辺の紀の川沿いの北斜面には果樹園が広がっている。また天野集落側はスギ・ヒノキ・サワラの植林、モチツツジ-アカマツ群集が見られる。
- 天野集落の丹生都比売神社周辺には、水田が広がっている。



## 2-6 法規制の状況

#### 【世界遺産区域】

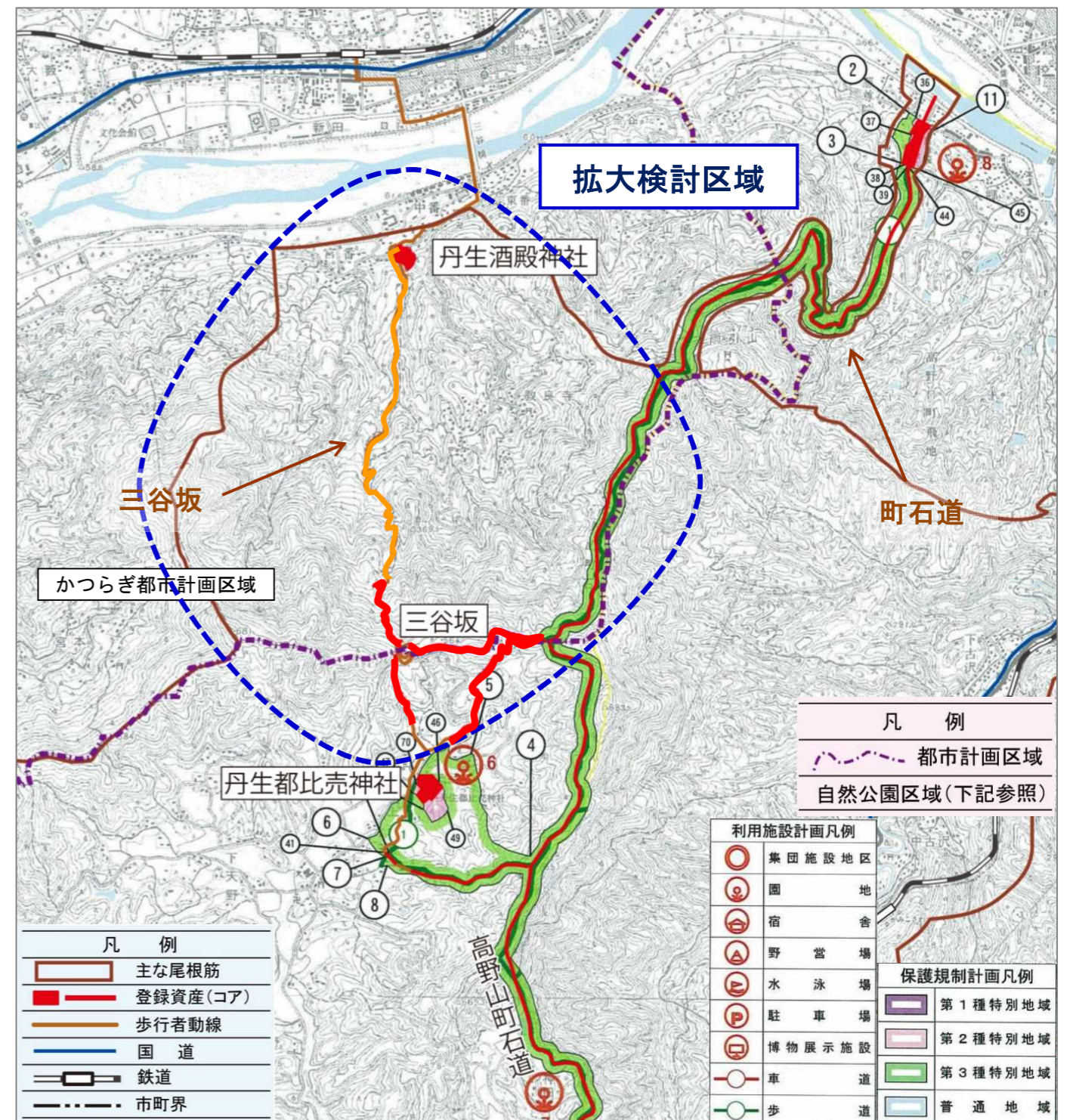
- ・当初より登録されていた高野山町石道、丹生都比売神社等に加えて、三谷坂(丹生酒殿神社含む)が世界遺産に追加登録されている。

#### 【都市計画区域】

- ・かつらぎ町北部がかつらぎ都市計画区域に指定されており、三谷坂、丹生酒殿神社は都市計画区域内(非線引き)に含まれる。

#### 【自然公園】

- ・高野山町石道の沿道に、高野山町石道玉川峡県立自然公園区域が指定されている。



## 2-7 景観特性の類型化

### 2-7-1 景観の捉え方

景観を「見る場所（眺望点）」から「見る対象（視対象）」までの距離の違いによって見え方が異なり、景観としての捉え方も異なってくる。また、一つの景観の中に距離が異なる景観が存在すると奥行きを感じることができることから、奥行き感を近景、中景、遠景に分けて、景観を捉える。

#### 【近景】

- ・ 個々の樹木や施設の特徴や質感をはっきりと認識でき、視対象との親密さを感じることができる景観。

#### 【中景】

- ・ 個々の樹木や施設のアウトラインや質感を見分けることはできるが、個々のディテールは認識できない景観。

#### 【遠景】

- ・ 個々の樹木や施設を見分けることは困難で、全体のアウトラインやスカイラインなどを奥行きのない背景としてしか認識できない景観。



写真：三谷坂から和泉山脈方面への眺望

### 2-7-2 景観類型化

景観を見る場所（眺望点）、景観を見る主体（人）、見る対象（距離）の関係から、3つの要素に分類し、それぞれの要素で景観の特性を整理した。





## 2-7-3 三谷坂（丹生酒殿神社含む）周辺の景観特性（類型別）

### (1)三谷坂（世界遺産）の景観

#### ①地域資源（歴史・文化、自然等）

##### 【三谷坂】

・三谷坂は、12世紀に皇族により利用された山麓の丹生酒殿神社を出発し、丹生都比売神社を中継して町石道に合流する町石道の側副路である。慈尊院を出発する町石道よりも距離が短いため、町石道を登るよりも短時間で高野山への参詣が可能である。経路沿道には、空海の伝承に係りのある石造物が遺存する。

##### 【丹生酒殿神社】

・丹生酒殿神社は、三谷坂の起点にあたる紀の川左岸山麓に所在する。丹生酒殿神社には、三谷坂の終点であり、高野山への参詣の中継地点にもあたる登録資産の丹生都比売神社と一体的な伝承が多く残されている。また、丹生酒殿神社の神主は丹生都比売神社と兼職される時期もあり、その関係性は非常に密接である。



【三谷坂】



【丹生酒殿神社】

#### ②地形・地勢

##### 【地形・地勢概要】

・丹生酒殿神社周辺は平野が見られるが、背後には山地がせまっている。  
・三谷坂は標高 500m を超える急峻な山地に位置する。

#### ③植生・土地利用

・丹生酒殿神社周辺は集落が形成されている。  
・三谷坂沿いは、北部（紀の川側）は、山地の傾斜部に果樹園が広がっており、南部（天野集落側）は、スギ・ヒノキ・サワラなどの植林が見られる。

#### ④法規制

##### 【世界遺産区域】

・当初より登録されていた高野山町石道、丹生都比売神社等に加えて、三谷坂（丹生酒殿神社含む）が世界遺産に追加登録されている。

##### 【都市計画区域】

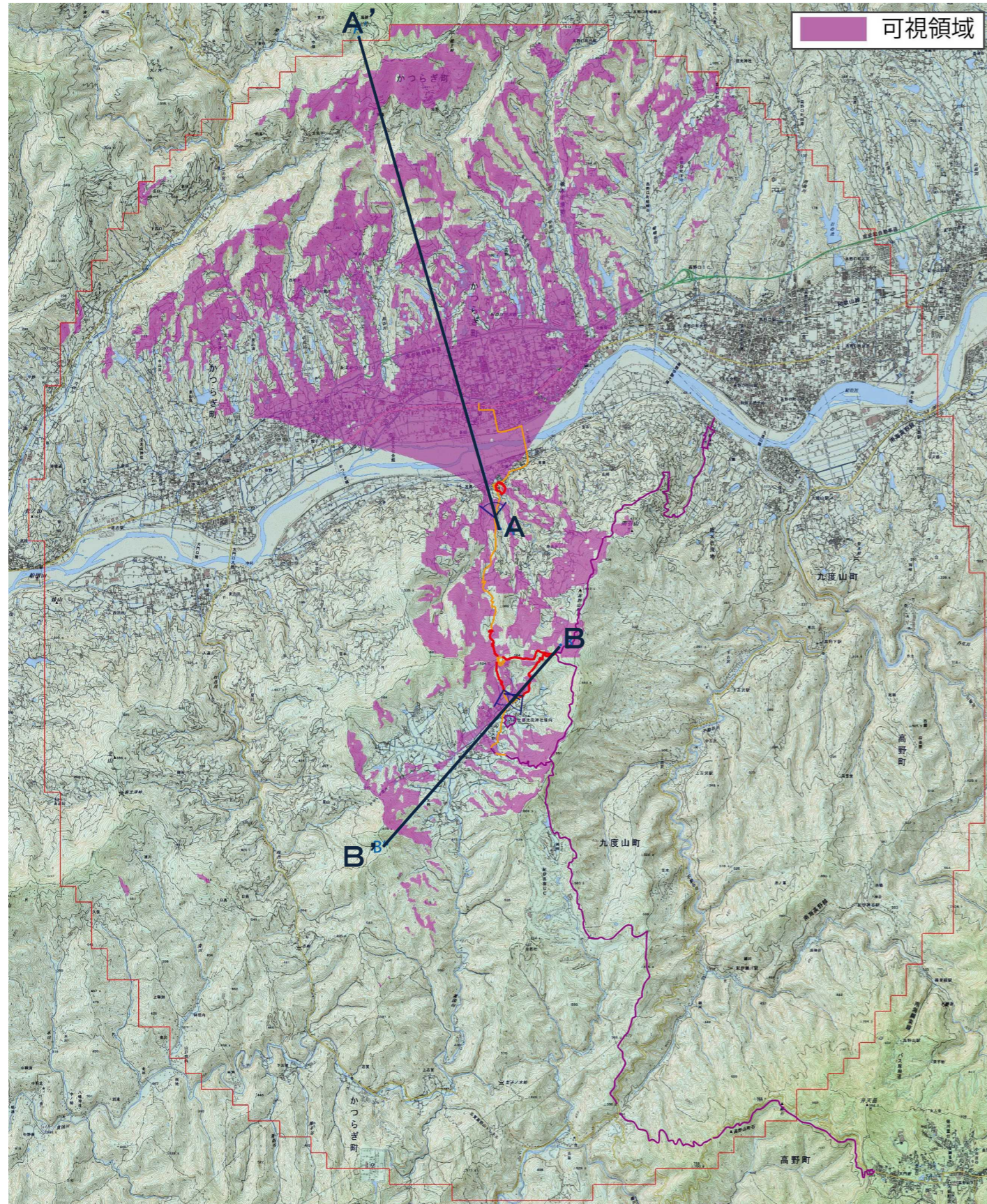
・かつらぎ町北部がかつらぎ都市計画区域に指定されており、三谷坂、丹生酒殿神社は都市計画区域内（非線引き）に含まれる。

##### 【自然公園区域】

・高野山町石道の沿道に、高野山町石道玉川峡県立自然公園区域が指定されている。

## (2)三谷坂（世界遺産）及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から望む景観

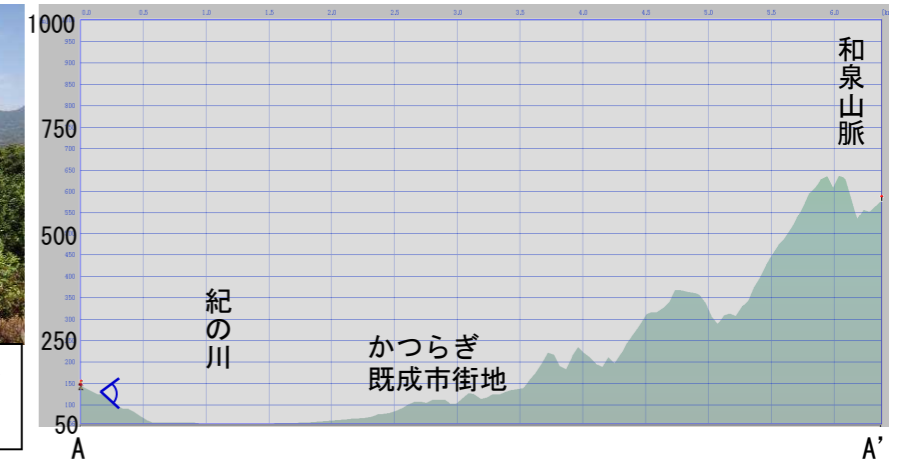
### ①眺望景観



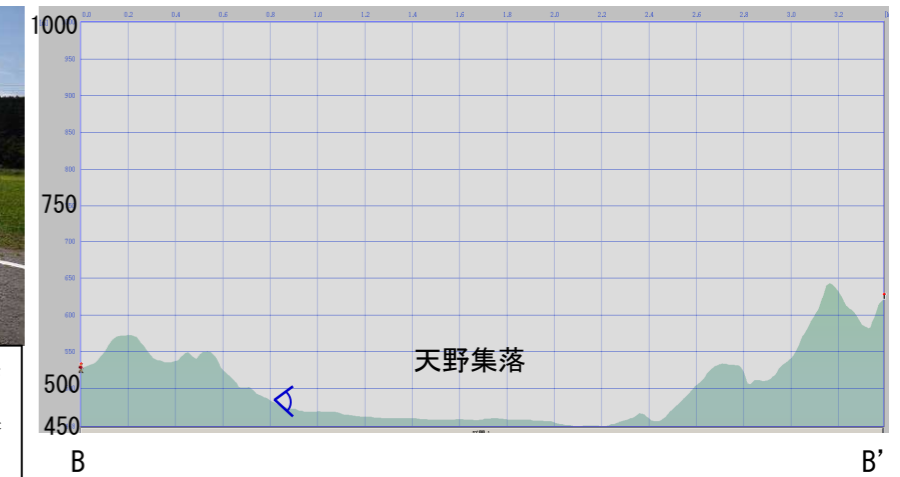
- ・三谷坂は、北部は、歩行者動線から北向きに、中・遠景を望むことができる。南側は、樹林に囲まれた山道が大部分を占めるが、天野集落の入り口に開けた集落風景を望むことができる。
- ・A 地点付近から、北を望むと果樹園の向こうに紀の川沿いの市街地が見え、遠景には和泉山脈が広がる。
- ・B 地点（三谷坂と町石道の結節点）から、天野集落へと山道を抜けると、盆地内に形成された田園集落が広がる。



A 地点付近から、北の和泉山脈を望む。



B 地点（三谷坂と町石道の結節点）から参詣道を抜けると天野集落が広がる。



西側のルートから参詣道を抜けると天野集落が広がる。

## ②集落景観

### ■丹生酒殿神社【三谷集落周辺】

- ・紀の川周辺に三谷集落が形成され、集落内に丹生酒殿神社が位置する。
- ・丹生酒殿神社周辺の坂道沿道には、玉石等による古い石積みなども見られる。
- ・集落内は、2階建ての農家風民家が多く、中には平屋建ての農家住宅も見受けられる。
- ・色彩は黒色等落ち着いた色合いが多く、いぶし瓦葺の入母屋屋根の建物が多く見受けられる。

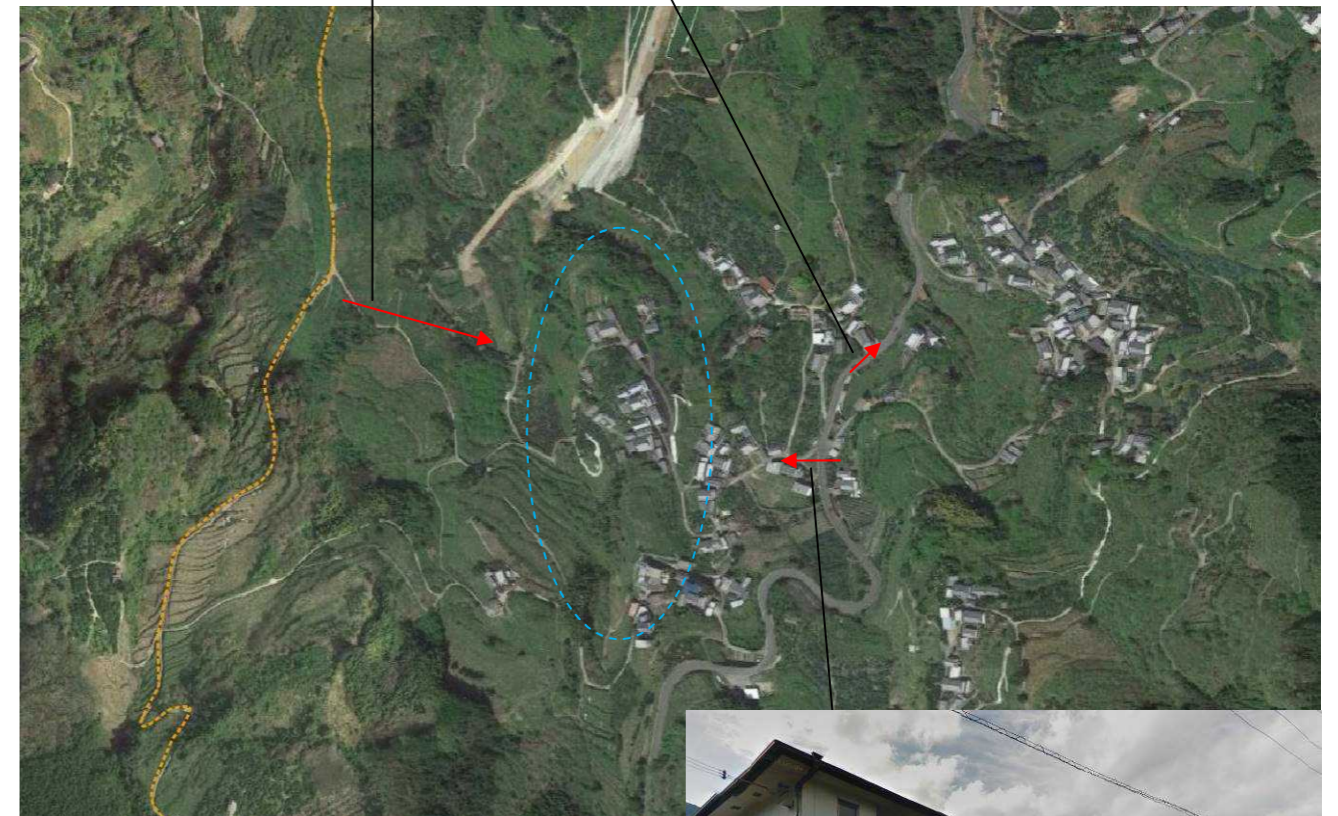


### ■三谷坂【教良寺集落周辺】

- ・三谷坂から東を望むと、中・遠景に教良寺集落が見える。
- ・集落内は、比較的規模の大きな2階建ての農家風の民家が多く、一部鉄骨造による農業用倉庫が見受けられる。
- ・屋根の素材はいぶし瓦による瓦葺屋根が多く、形状は入母屋屋根が多い。
- ・落ち着いた色合いの建物が多いが、三谷坂からは建物の詳細までは見えにくい。

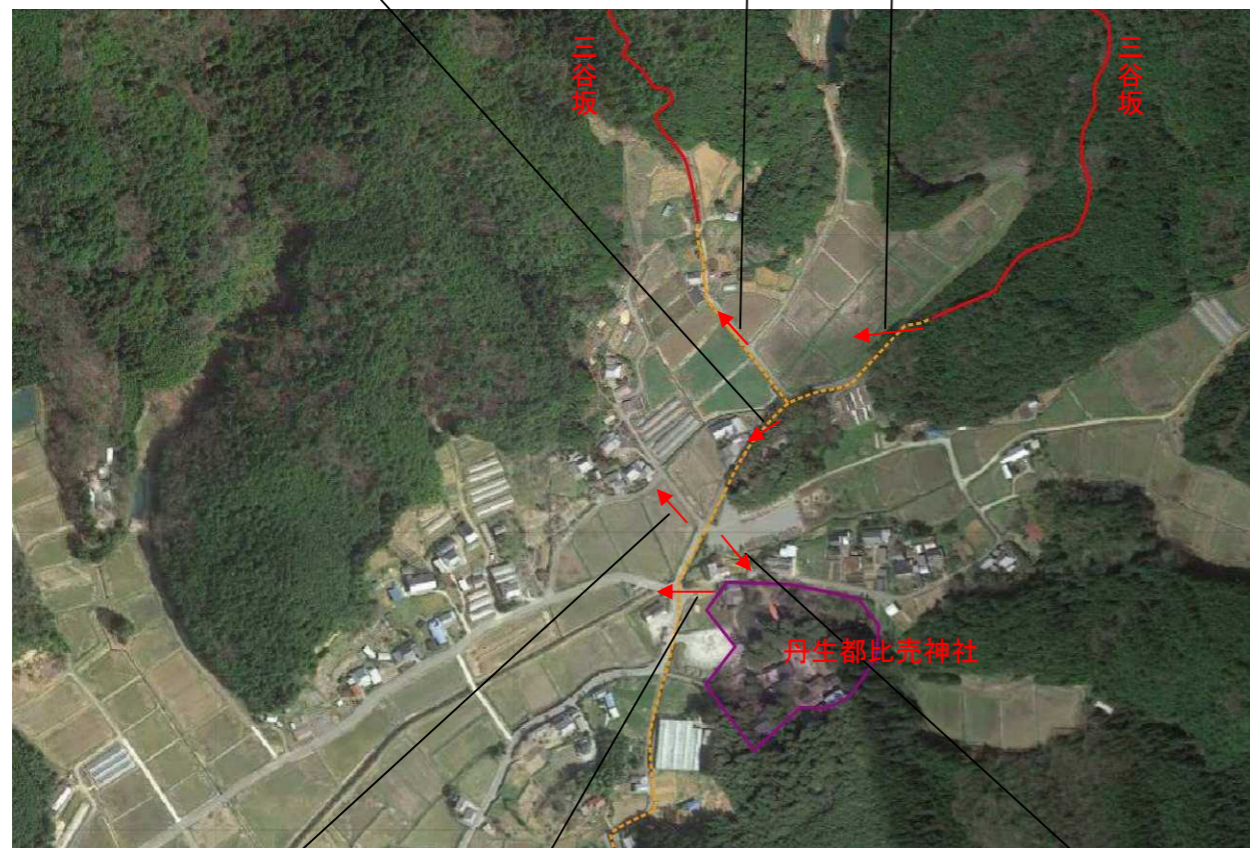


三谷坂より（中・遠景）



■三谷坂【天野集落周辺（既指定地域）】

- ・盆地に形成された集落であり、稲作が盛んに行われ、趣のある田園風景を有している。
- ・集落内は、低層(2階以下)の木造の和風建築物が多く、落ち着いた色合いの住宅が多い。
- ・屋根の素材は瓦屋根が多く、形状は急勾配の入母屋屋根も見受けられる。



### 3. 特定景観形成地域の拡大区域（案）

#### 3-1 拡大の方向性

・特定景観形成地域に近接・隣接する世界遺産（追加）周辺においては、特定景観形成地域の拡大を行い、地域が有する景観の価値が損なわれることのないよう保全していく。

##### 【拡大の方向性】

- ①世界遺産等の地域資源と一体的な文化的景観を有する範囲を拡大する
- ②来訪者の視点から、世界遺産や歩行者動線から望むことができる範囲を追加・拡大する
- ③文化的景観を阻害する行為について制限する
- ④近景・中景・遠景ごとの景観を踏まえ、区域と制限の内容を検討する
- ⑤市街地については、歴史文化資源の状況を踏まえ、生活環境と景観保全の調和に配慮した区域とする
- ⑥隣接する既存の特定景観形成地域との関連性を踏まえ、整合を図る
- ⑦既存の特定景観形成地域の指定の考え方を踏まえる

#### 3-2 拡大の基本方針

・世界遺産に追加登録された「三谷坂（丹生酒殿神社を含む）」と一体的に文化的景観、自然景観を形成する地域を類型化。

- ①三谷坂（世界遺産）の景観
- ②三谷坂（世界遺産）から望む景観
- ③世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観

#### 3-3 拡大区域における境界の設定

・特定景観形成地域【拡大区域】の指定区域境界は、地形地物や行政界等の分かりやすい区域界で設定する。

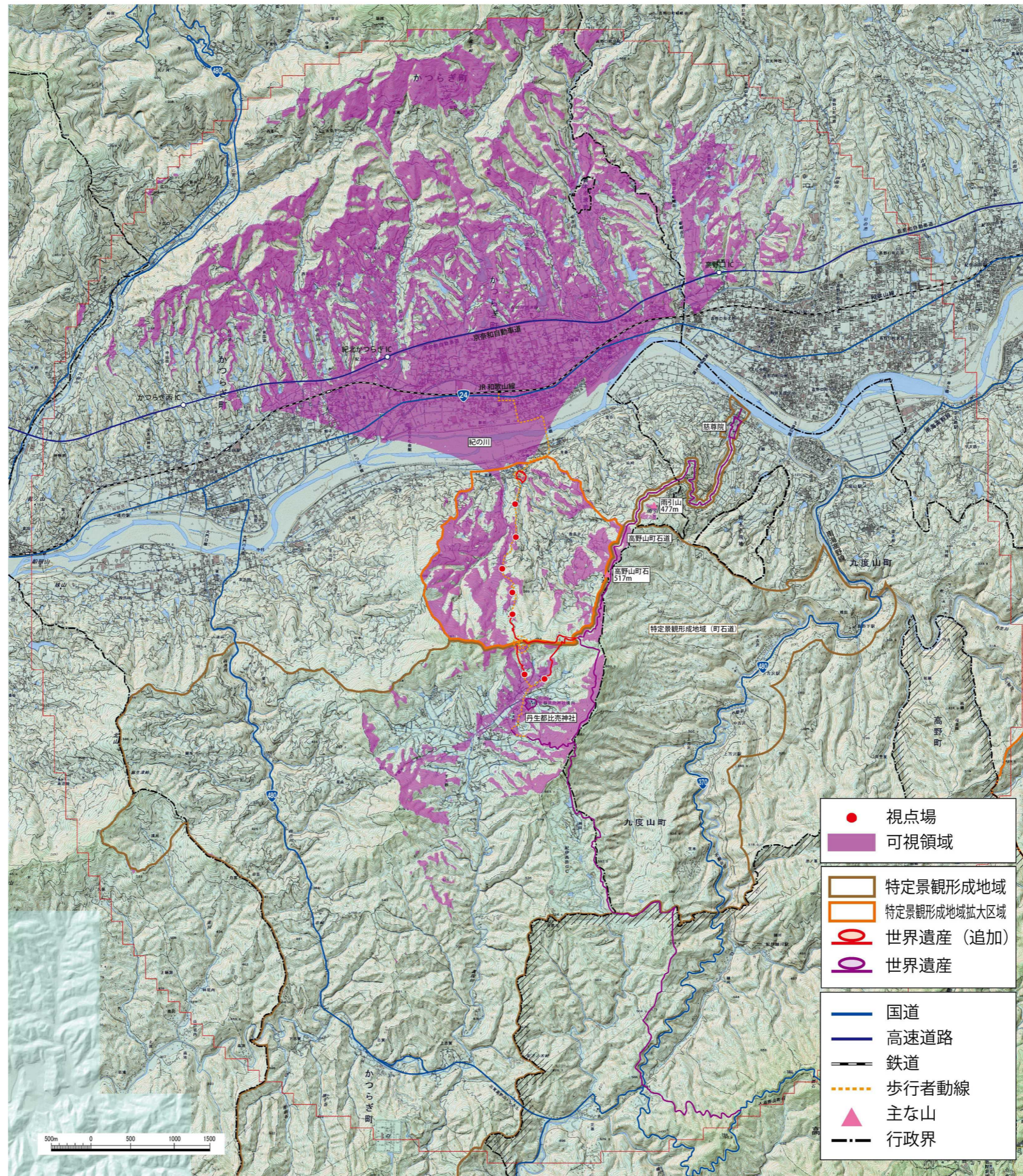
##### 【指定区域境界の基本的な範囲】

- ①世界遺産区域、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える範囲（可視領域界）
- ②地形的な要因で明確に設定できる境界（尾根筋、谷筋、河川、海岸など）
- ③行政界、都市計画区域等の既に明確に決められている境界

### 3-4 拡大区域の検討範囲

#### ■ 指定区域の検討図【可視領域】

世界遺産区域及び世界遺産を結ぶ歩行者動線から見える範囲は右図のとおりとなる。

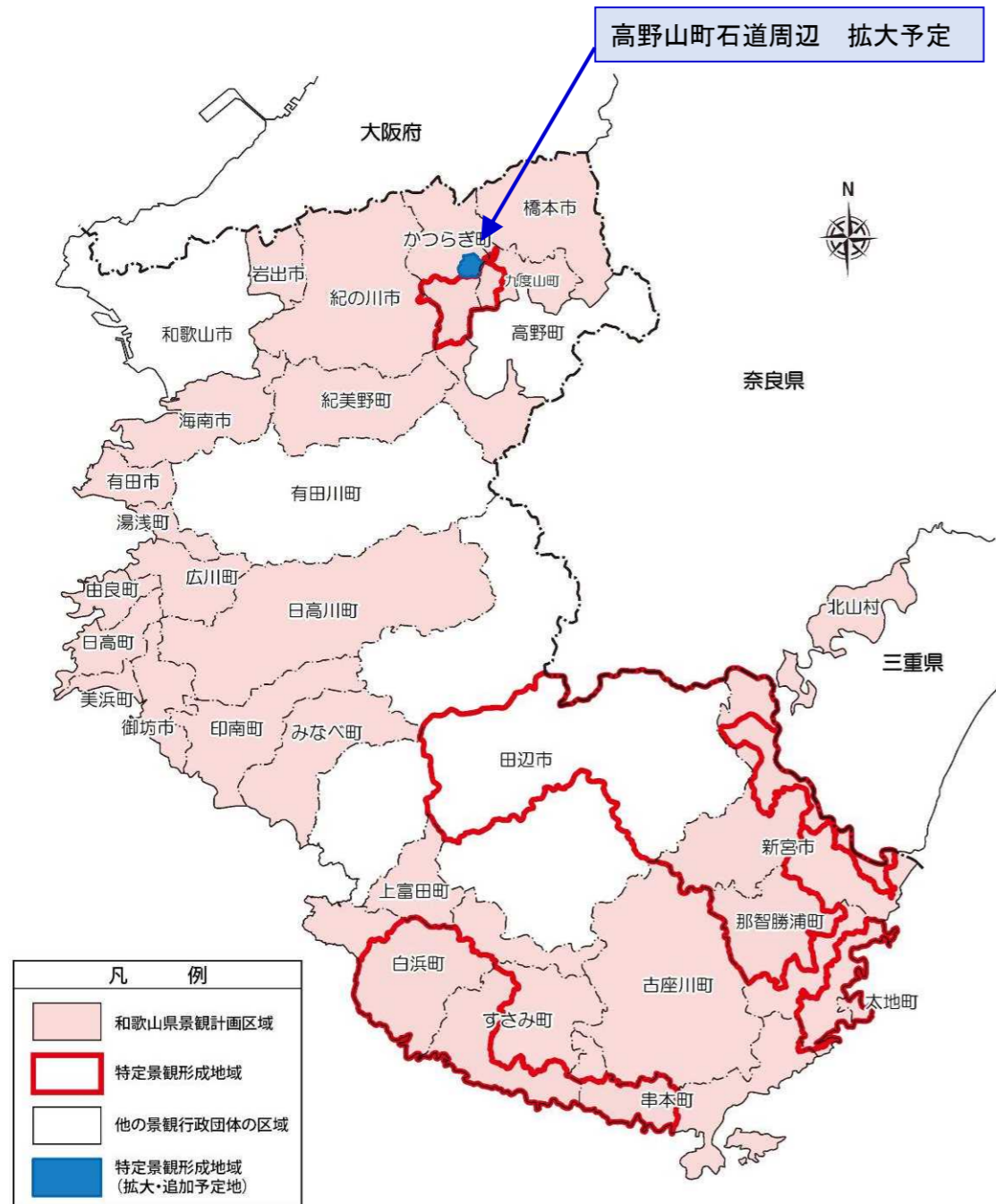


### 3-5 拡大区域の範囲（結果）

#### ■高野山町石道周辺特定景観形成地域【拡大区域】

- ①平成28年10月24日に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されたかつらぎ町内の「三谷坂（丹生酒殿神社含む）」周辺地域について「高野山町石道周辺特定景観形成地域」を拡大する。
- ②特定景観形成地域を拡大することにより、世界遺産を結ぶこととなる歩行者動線沿道（三谷坂～丹生酒殿神社）の一定範囲について、周辺景観と調和を図る区域に指定する。
- ③かつらぎ町の「三谷坂」が世界遺産に追加登録されたことにより、追加登録資産のバッファゾーンを特定景観形成地域のバッファゾーンに変更する。

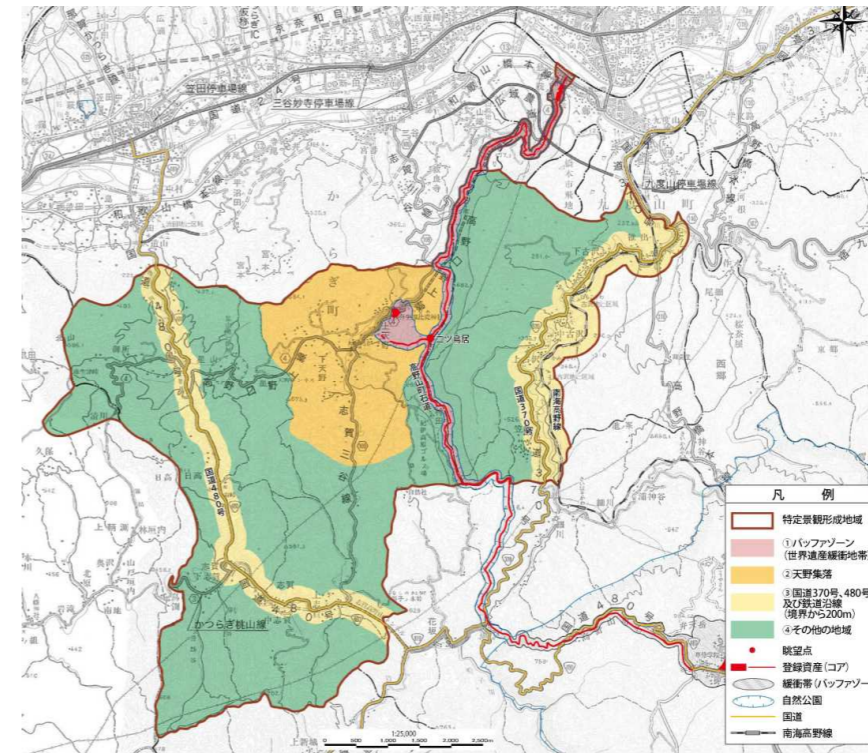
#### ●特定景観形成地域【拡大区域】位置図



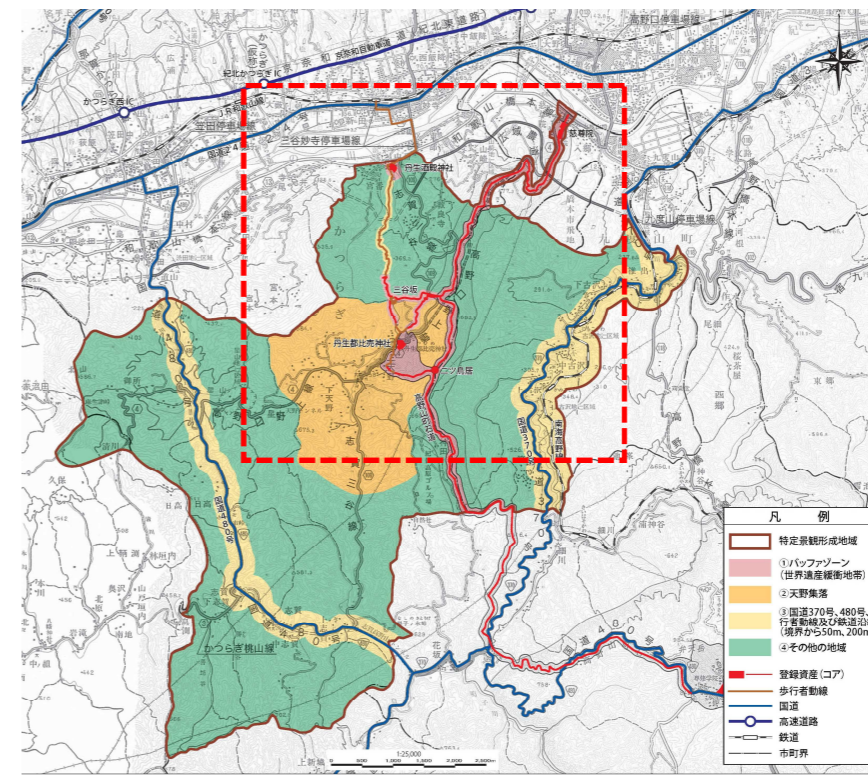
### 3-6 拡大区域（案）

#### ■高野山町石道周辺特定景観形成地域【拡大区域】

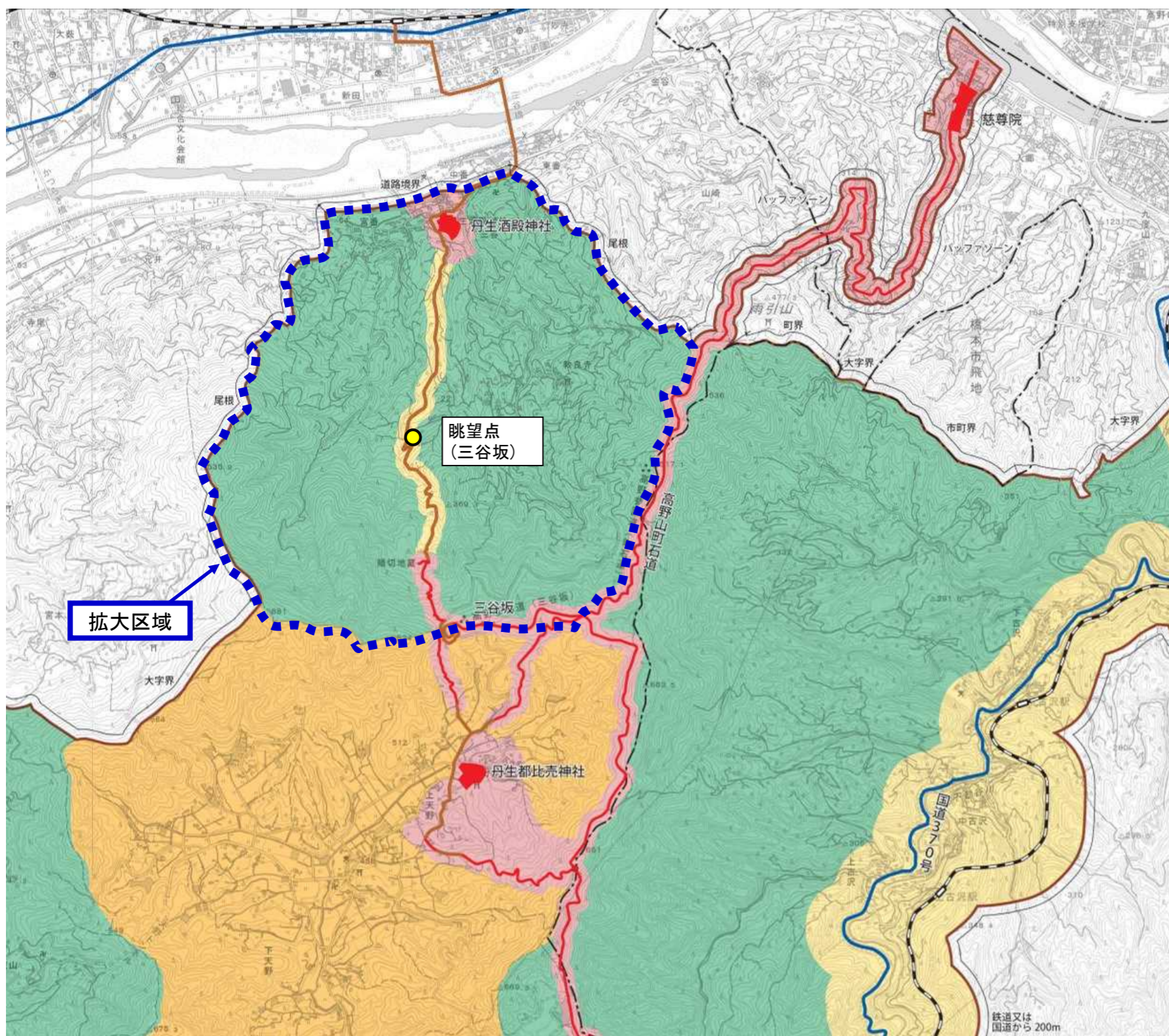
現行の高野山町石道周辺特定景観形成地域



特定景観形成地域の拡大区域(案)

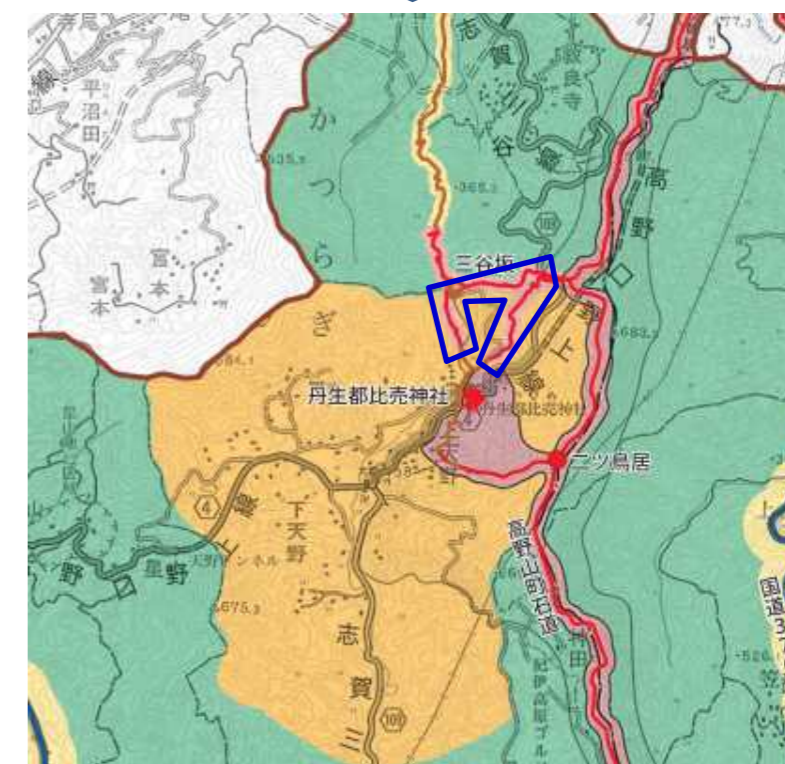
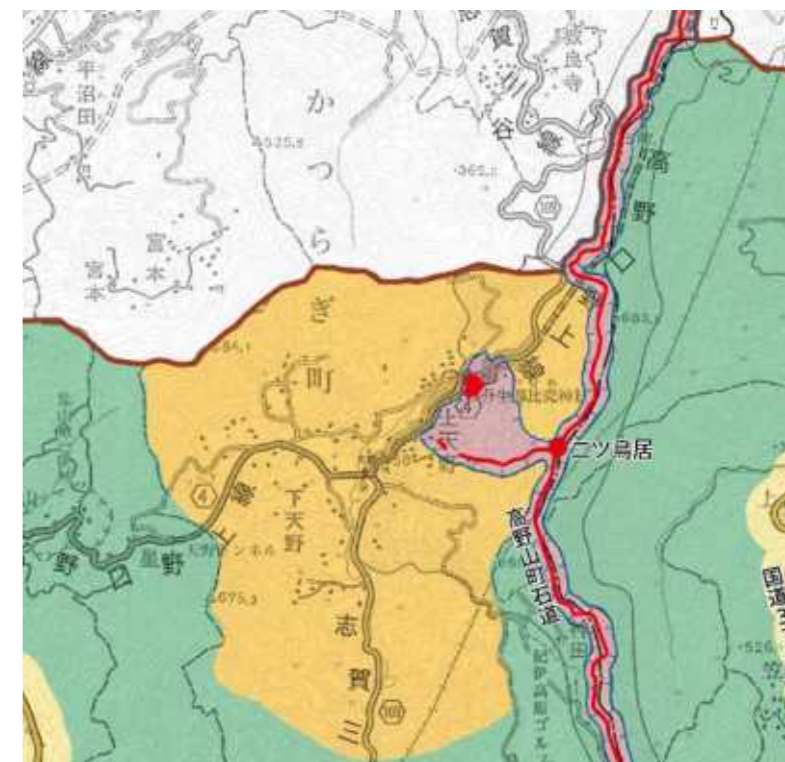


■高野山町石道周辺特定景観形成地域【詳細図】



■区域拡大に伴う既指定地域内の変更

○既指定地域内で世界遺産に追加登録された「三谷坂」のバッファゾーンは、特定景観形成地域の「バッファゾーン」に区域変更をする(下図の青囲みを参照)。



■高野山町石道周辺特定景観形成地域の拡大範囲

- 東：「三谷坂」から遠景として視認できる尾根筋
- 西：「三谷坂」から遠景として視認できる尾根筋
- 南：既指定の高野山町石道周辺特定景観形成地域
- 北：世界遺産のバッファゾーン北端（主要県道和歌山橋本線の路端）

【参考】紀の川北部の可視領域について

紀の川北部の可視領域は、かつらぎ町中心部の既成市街地が広がる市街地景観となっており、今回拡大する世界遺産「三谷坂」が有する文化的景観とは特性が異なることなどから拡大区域に含めないものとする。



## ■眺望点の設定

三谷坂における眺望点の設定は、県観光振興課が作成した「和歌山県街道マップ」の見晴らしポイントを参考に設定する。



## ■眺望点 (三谷坂) からの景観



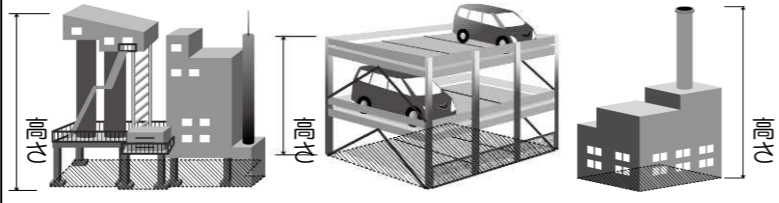
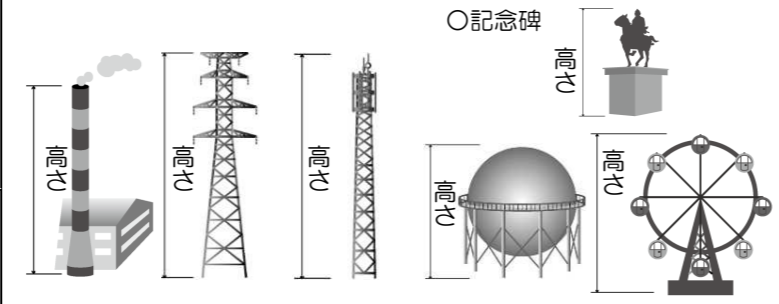
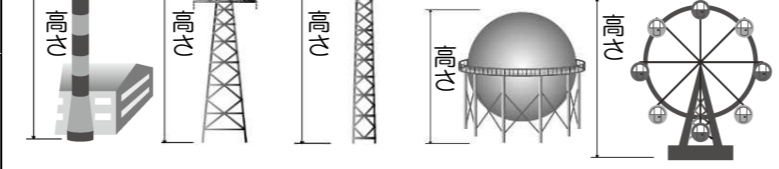
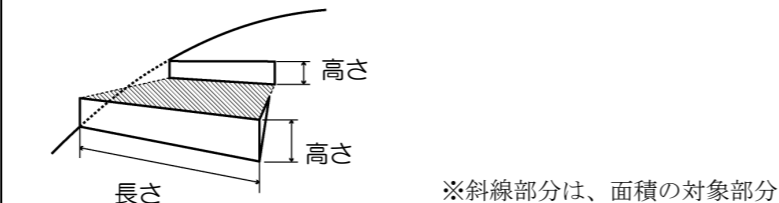
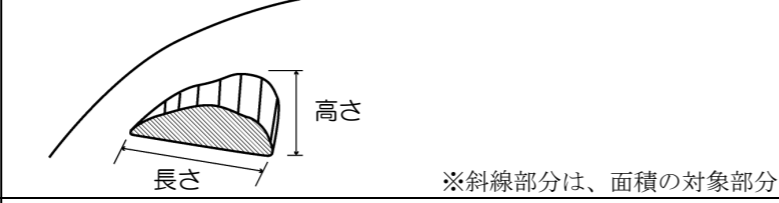
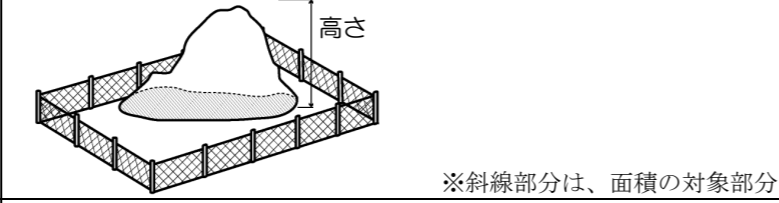
## 4. 届出制度の変更（案）

### 4-1 景観形成の基本方針と行為制限の方向性

分類	景観特性	景観形成上の課題	景観形成の目標と基本方針	行為制限の方向性
①三谷坂（世界遺産）の景観 【近景】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産としての文化財的価値を認められた景観を有している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な道であるが、木陰があり、水はけが良く近道であったことから、平安中期以降頻りに利用される古道であり、世界遺産に登録されている。</li> </ul> </li> <li>【景観資源】 三谷坂、丹生酒殿神社 鎌八幡宮、頼切地蔵 三谷坂周辺の樹林（スギ・ヒノキ・サワラ植林）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財的価値を損なわないよう保全する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・丹生酒殿神社と丹生都比売神社を結び高野山へと参詣する参詣道として重要であり、古くから伝え残されてきた文化財的価値を損なわないよう現状のまま保全することが必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財的価値を持つ三谷坂を保全する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・参詣道沿いに点在する史跡などととも往來が積み重ねられてきた文化財的価値を持つ三谷坂の景観を保全する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の景観をそのまま保全するために、小規模な行為も対象とした行為制限を行う。</li> </ul>
②三谷坂（世界遺産）から望む景観 【中景・遠景】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三谷坂から遠くの山を望むことができ、一体となった文化的景観を形づくっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三谷坂（世界遺産区域）は深い樹林の中を通るため、参詣道と周辺森林の景観が主であるが、集落口等の一部からは、周辺の山並を望むことが可能である。</li> </ul> </li> <li>【景観資源】 周辺から遠方の山並 山並の尾根線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三谷坂から眺望できる一体的な景観が損なわれないよう保全する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三谷坂は周辺の山並等の自然景観と一体となって価値を持つため、参詣道の部分だけではなく、三谷坂から眺望できる範囲を含めて保全することが必要である。</li> <li>・風力発電施設や太陽光発電施設等の大規模な建造物や地形の改変等によってスカイラインの連続性の喪失や単一による圧迫感を与える場合、景観が阻害される可能性がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三谷坂と一体となり文化的景観としての価値を持つ眺望景観を保全する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観と一体となった文化的景観としての価値が重要であり、三谷坂から望む眺望景観を保全する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三谷坂から見える山並の景観の形成を図り、遠景のスカイラインを保全するために、一定規模以上の開発行為や建築物、耕作物を対象とした行為制限を行う。</li> </ul>
③世界遺産を結ぶ歩行者動線の景観 【近景・中景・遠景】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三谷坂の世界遺産区間に連続して世界遺産と一体的に文化的景観をつくっている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に登録された区間と一体的に高野山への参詣道を形成してきた。現在でも散策ルートとして利用されている。</li> <li>・沿道には古くからの歴史・文化を今に伝える史跡等が残されている。</li> </ul> </li> <li>●区間によって景観的な特徴が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三谷坂の北側区間は、柑橘類や柿の果樹園が広がり、紀の川や和泉山脈まで一望できる。</li> <li>・果樹園を抜けると林間部を通り、世界遺産登録区域と同様に自然豊かな景観を形成している。</li> <li>・天野集落では田園が広がり、落ち着いたある田園集落を形成している。</li> </ul> </li> <li>【景観資源】 三谷坂（世界遺産区域外） 宮滝、笠石、鉢立て岩・経文岩、涙岩、まっとう岩 笠松峠、紀の川、果樹園、周辺山林、田園集落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観が損なわれないよう保全する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産登録区間に連続して一体的に文化的景観を形成することが望ましいため、三谷坂の景観的価値を損なわないよう景観を保全することが必要である。</li> <li>・特に、主に林内を通る自然歩道の区間や田園集落と一体となる区間等は、三谷坂との一体性に配慮して現在の景観を保全することが必要である。</li> </ul> </li> <li>●三谷坂の散策ルートにふさわしい景観づくりが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に市街化が進行している区間や主要動線と重なる区間では、沿道の住環境や三谷坂の散策ルートとしての機能に配慮し、周辺景観に調和しない派手な建築物の立地等の沿道景観を大きく改変するような行為から景観を保全することが必要である。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世界遺産と連続して一体的に形成される文化的景観を保全する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三谷坂の世界遺産登録区間に連続し、一体的に文化的景観を形成する重要な景観であり、地域の景観の価値を損なわないよう景観を保全する。</li> </ul> </li> <li>●沿道景観の大規模な改変によって三谷坂の価値を損なうことがないよう、沿道の景観を形成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・三谷坂の散策ルートとなる歩行者動線の沿道景観の大規模な改変を抑制し、参詣道全体の価値を損なわないよう沿道景観を形成する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者動線沿道の景観を保全するために、一定規模以上の建築物、耕作物、開発行為等を対象とした行為制限とまちなみ構成要素の保全を保つ。</li> <li>●歩行者動線から見える山並の景観の形成を図り、遠景のスカイラインを保全するために、一定規模以上の開発行為や建築物、耕作物を対象とした行為制限を行う。</li> </ul>

## 4-2 届出対象行為

高野山町石道周辺特定景観形成地域における届出対象行為は、以下の通りとする。

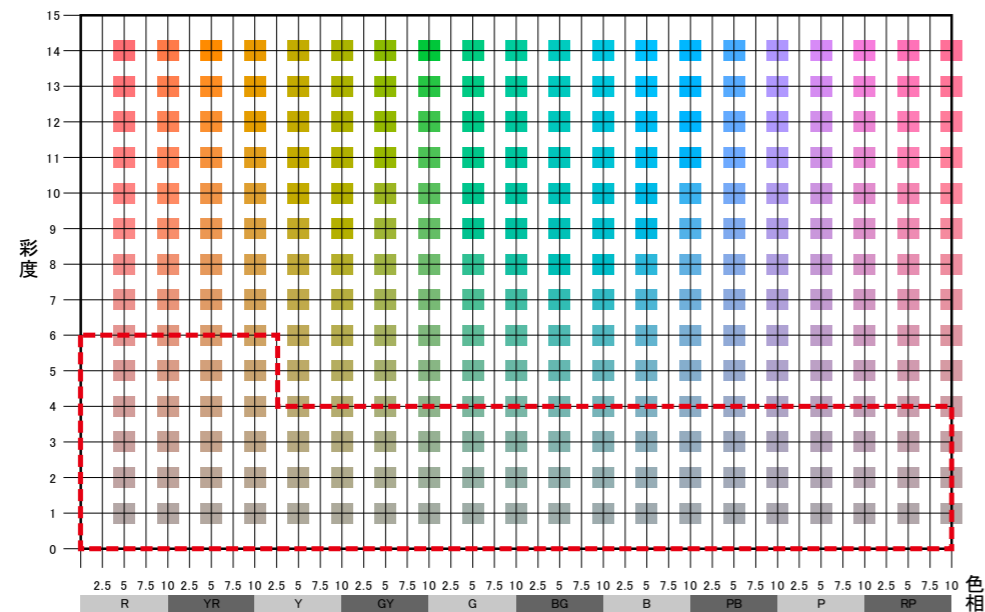
区分	工物及び開発等の例示	規模				参考：景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)
		高野山町石道周辺特定景観形成地域				
		①パuffers ゾーン	②天野集落	③国道370号、480号及び鉄道沿線、 歩行者動線沿道(境界から50m)	④その他の地域	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	—	全ての行為	高さ10m超または延べ面積500㎡超	高さ10m超または延べ面積500㎡超	高さ13m超または延べ面積1000㎡超	高さ13m超または建築面積1,000㎡超
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの ・太陽光発電施設 (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (3) その他の工作物	 <p>○アスファルトプラント    ○自動車車庫の用途に供するもの    ○ごみ焼却場</p> <p>※斜線部分は、築造面積の対象部分</p>	全ての行為	高さ10m超または築造面積500㎡超	高さ10m超または築造面積500㎡超	高さ13m超または築造面積1,000㎡超	高さ13m超または築造面積1,000㎡超
	 <p>○煙突    ○高圧線鉄塔    ○携帯電話基地局    ○ガスタンク    ○観覧車</p>	全ての行為	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超	高さ13m超
	 <p>○ガスタンク</p>	全ての行為	高さ10m超	高さ10m超	高さ13m超	高さ13m超
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	都市計画区域内 3,000㎡超 都市計画区域外 10,000㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	 <p>※斜線部分は、面積の対象部分</p>	全ての行為	1,000㎡超	1,000㎡超	2,000㎡超	3,000㎡超
水面の埋立て	—	全ての行為	—	—	—	—

### 4-3 景観形成基準

高野山町石道周辺特定景観形成地域における届出対象行為の制限の基準は、以下の通りとする。

届出対象行為	高野山町石道周辺特定景観形成地域 (一般区域の基準に追加・上乘せ)				参考：景観計画区域 (特定景観形成地域を除く)	
	①バッファ ゾーン	②天野集落	③国道370号、480号及び鉄道沿線（境界から200m）、 歩行者動線沿道（境界から50m）	④その他の地域		
共通事項	文化財的価値の高い景観の保全	文化的景観に配慮し周囲の景観との調和	アクセスルートとしての景観形成／周囲の景観との調和	眺望景観の保全	周辺の景観との調和	
建築物の建築等／工作物の建設等	位置・規模	周辺景観への配慮 (高さ13m、水平投影面積1,000㎡を超えない規模等)	集落景観や背景の山なみの保全／石垣、庭木、植え込み等の保全／山稜のスカイラインの保全	石垣、庭木、植え込み等の保全／沿道からの眺望への配慮／集落景観、山なみを著しく妨げない位置及び規模等	山稜のスカイラインの保全（町石道の眺望点から突出しない）	景観構成要素への配慮／眺望への配慮等
	形態・意匠	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	集落景観や背景の山なみの保全／高野参詣道（町石道）の眺望点からの眺望への配慮	沿道からの眺望への配慮／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和への配慮	眺望点や沿道からの眺望への配慮	周辺との調和等
	色彩	周辺景観に著しい影響を及ぼさない	外観の基調色は色相0.1R～2.5Yは彩度6以下、それ以外は4以下（無彩色含む）		落ち着いた色彩の使用等	落ち着いた色彩の使用等
	素材	周辺と調和した素材の使用等				周辺と調和した素材の使用等
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等				緑化の推進／植生の配慮等
	その他	夜間照明の配慮				夜間照明の配慮
開発行為／土地の形質の変更	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	集落景観や背景の山なみの保全／高野参詣道（町石道）の眺望点からの眺望への配慮	沿道からの眺望景観／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和へ配慮	眺望点や沿道からの眺望への配慮	長大な法面・擁壁とならないようにする等
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等				緑化の推進／植生の配慮等
屋外における物件の堆積	位置・規模	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	集落景観や背景の山なみの保全／高野参詣道（町石道）の眺望点からの眺望への配慮	沿道からの眺望景観／眺望点や歩行者動線から見たときに周辺との調和へ配慮	眺望点や沿道からの眺望への配慮	目立たない位置・方法とする等
	方法	目立たない積み上げ等				目立たない積み上げ等
	緑化	緑化の推進／植生の配慮等				緑化の推進／植生の配慮等
水面の埋立て	周辺の景観に著しい影響を及ぼさない	—	—	—	—	

■色彩基準



天野集落  
国道370号、480号及び鉄道沿線  
歩行者動線沿道の基準

## 5. 特定景観形成地域の名称変更について

世界遺産の資産名称が変更されたことに伴い、特定景観形成地域の名称を変更する。

### ■世界遺産の資産名称

追加登録前 「高野山 町石道」



追加登録時 「高野参詣道 町石道」

### ■特定景観形成地域の名称

現行 「高野山町石道周辺特定景観形成地域」



変更案 「高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域」